みんなで考えよう これからの江川流域

~ 江川流域づくりの実施に向けての提言 ~





平成17年3月

江川中流域

江川流域づくり推進協議会

みんなで考えよう これからの江川流域 江川流域づくりの実施に向けての提言

目 次

| 1 | | 江 | [川流域の概要 | 1 |
|---|---|----|--------------------------|----|
| 2 | | 江 | | |
| | (| 1) | ・繰り返す洪水被害 | 3 |
| | (| 2) | ・ 水田への盛土 | 5 |
| | (| 3) | 河川環境の悪化 | 6 |
| | (| 4) | 沿川の湿地の乾燥化 | 7 |
| 3 | | Г | 江川流域づくり推進協議会」の設置と本提言の必要性 | 8 |
| | (| 1) | 「江川流域づくり検討協議会」からの提言 | 8 |
| | (| 2) | 「江川流域づくり推進協議会」の設置 | 8 |
| | (| 3) | 「江川流域づくりの実施に向けた提言」の必要性 | 13 |
| 4 | | 江 | [川流域づくりの実施に向けた提言 | 15 |
| | (| 1) | ・ 江川流域づくりのキャッチフレーズ | 15 |
| | (| 2) | ・ 江川流域づくりの基本方針と重点対策 | 16 |
| | (| 3) | 重点対策の推進方針 | 17 |
| | | | 河川改修の推進 | 17 |
| | | | 盛土抑制と営農支援の対策 | 20 |
| | | | 雨水貯留• 浸透促進 | 28 |
| | | | 湿地環境・河畔林の保全・再生 | 31 |
| | | | 河川水質の改善 | 33 |
| | | | その他関連事業 | 40 |
| 5 | | 소 | ◇後の推進方策 | 42 |

1. 江川流域の概要

江川は鴻巣市、北本市、桶川市、上尾市を流れ、流域面積約 17km²、流路延長約 5km の荒川に注ぐ一級河川である。流域には豊かな自然が残っており、サクラソウをはじめとした多くの湿地性動植物が生息・生育している。また、江川流域は、埼玉県の中でも遺跡が多く分布する地域であり、縄文の時代から住み良い地域であった。

近代では、台地からの湧水や伏流水に頼った昔ながらの水田耕作が昭和 40 年代まで行われていたが、中流域及び上流域において土地改良事業が行われた結果、安定した農耕が可能となった。その後、上流域の台地や北本市付近は急速に開発が施され、流域の市街化率は平成 6年度で 42.3%に達している。



江川流域の土地利用概要図(1994年)

(データ出典:細密数値情報、1994年、国土地理院)

【上流側 : 北本市:鴻巣市区間】

都市下水路として利用されており、護岸はコンクリートで固められ、水際へのアクセス性が悪い。





【中流側: 主に桶川市区間】

江川はもともと農業用水路であったことから、沿川には水田が広がっている。





【下流側 : 桶川市・上尾市区間】

沿川には河畔林や湿地性の動植物が生育・生息しており、良好な自然環境を創出している。





2. 江川流域の抱える課題

(1) 繰り返す洪水被害

江川流域では、たびたび大きな洪水が発生している。近年最も被害の大きかった平成11年8月14日の集中豪雨の時は、農地など43.5haが冠水し、住宅など67戸が浸水した。また、洪水時には流域内の主要な幹線道路が通行止めになり、数日間交通機関に支障をきたしている。



洪水被害状況(H11.8.14 集中豪雨)



平成 16年 10月 台風 23号による浸水被害状況











平常時の江川流域

洪水時の江川流域 (平成14年7月)

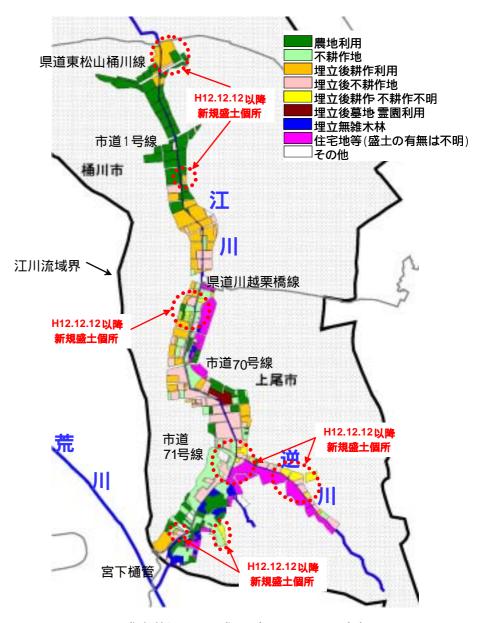
主な洪水被害状況

| 工る沃小阪古状况 | | | | | |
|-----------------------------|---------|------|------|------|------|
| 洪水発生日 | 要因 | 浸水面積 | 床下浸水 | 床上浸水 | 県道通行 |
| 从小光王 日 | 女凸 | (ha) | (戸) | (戸) | 止め回数 |
| 平成3年8月19日~8月24日 | 台風 12 号 | 1.8 | 3 | 0 | 1 |
| 平成3年9月11日~9月28日 | 台風 | 9.6 | 5 | 0 | 1 |
| 十成 3 年 9 月 11 日 2 9 月 20 日 | 17,18 号 | 9.0 | 5 | U | ı |
| 平成3年10月8日~10月18日 | 台風 21 号 | 0.03 | 4 | 0 | 1 |
| 平成 5 年 8 月 25 日 ~ 8 月 28 日 | 台風 11 号 | 36 | 18 | 0 | 1 |
| 平成6年9月7日~9月19日 | 前線 | 0.02 | 1 | 0 | 1 |
| 平成8年9月21日~9月23日 | 台風 17 号 | 64.1 | 12 | 0 | 1 |
| 平成 10 年 8 月 25 日 ~ 8 月 31 日 | 豪雨 | 0.2 | 19 | 0 | 1 |
| 平成 10 年 9 月 14 日 ~ 9 月 18 日 | 台風5号 | 62.2 | 19 | 0 | 1 |
| 平成 11 年 8 月 10 日 ~ 8 月 20 日 | 豪雨 | 43.5 | 28 | 39 | 1 |
| 平成 12 年 7 月 7 日 ~ 7 月 9 日 | 台風3号 | 44.4 | 3 | 0 | 1 |
| 平成 12 年 9 月 8 日 ~ 9 月 18 日 | 台風 14 号 | 41 | 8 | 0 | 1 |
| 平成 16 年 10 月 20 日~10 月 21 日 | 台風 23 号 | 45.2 | 0 | 5 | 1 |

出典 桶川市・上尾市

(2) 水田への盛土

江川流域は、昭和 7 年に宮下樋管が建設さ れる以前は、荒川の遊水 地的な役割を果たして いたため、地質も悪く、 軟弱な湿地の浮田であ り、台地からの湧水や伏 流水に頼った小規模な 耕作が行われてきた。宮 下樋管の建設後、旧釣堀 (通称:荒沢沼)上流の沿 川農地では土地改良が 行われ、安定した耕作が 可能となったが、昭和 60 年頃から建設残土の 格好の捨て場となり、数 メートルもの高さの盛 土が行われている。



盛土状況図(平成 15 年 3 月 13 日時点)

江川流域における水田等への盛土





(3) 河川環境の悪化

江川は、上流では都市下水路として利用され、中下流でも、生活雑排水や農業・工業排水が流入している。下水道整備などにより水質は近年改善傾向にあるものの、上流部では依然として水質が悪い。また、下流域では工場からの廃油が度々目撃されており、流油停止の対策が緊急に必要な状況である。

また、さまざまな環境調査が行われているが、その結果をみると、以前は生息・生育が確認されていた動植物が、追跡調査の時には確認できなくなってきており、埋立てや湧き水の涸渇などの自然環境の変化が懸念されている。

< 江川流域での自然環境の変化 >

水辺を生息環境とする動植物が減少している。

冠水頻度の高い<mark>低湿地</mark>を生息環境とする動植物が減少している。

樹林地(河畔林)に主に依存して生息する鳥類が減少している。

- <江川流域で最近あまり確認できな〈なった動植物>

植物

ヒシ、ホザキノフサモ、クチナシグサ、イトモ、シュンランなど

哺乳類

ホンシュウヒミズ、アナグマなど

鳥類

ササゴイ、ウズラ、ケリ、オオコノハズク、ヨタカ、トラツグミ、コサメビタキ、 サンコウチョウ、ミヤマホオジロ、クロジ、タマシギ、ヨシゴイ、ヒクイナなど

両性・爬虫類 イシガメなど

魚·甲殼類

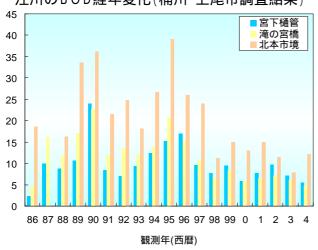
キンブナ、アブラハヤ、ナマズ、ジュズガケハゼ、ヌカエビなど

昆虫類

ヒメアカネ、ヘイケボタル、タガメ、ゲンゴロウなど

(財団法人埼玉県生態系保護協会へのヒヤリングによる)

江川のBOD経年変化(桶川・上尾市調査結果)



江川に流入する生活雑排水



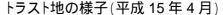
BOD (Biochemical Oxygen Demand)とは、水中の有機物が好気性微生物により分解されるときに消費される酸素の量のことである。有機物汚染のおおよその指標であり、値が大きいほど水質が汚れていることを示す。

(4) 沿川の湿地の乾燥化

江川最下流域の湿地では、水田への盛土や休耕、河道改修のため試験掘削などによって後背湿地の乾燥化が進行している。江川自体も通常時の水量が減ってきている。江川最下流域には、サクラソウをはじめとした貴重な湿地性植物が育成していることから、地下水の保全・回復が望まれている。

市民団体が乾燥化を食い止めるため、さまざまな取り組みを行っている。

現在のトラスト地の姿







(生物多様性の確保のために湿地部に池を造成 している 平成 12 年 3 月)







サクラソウ

サワトラノオ

ノウルシ

チョウジソウ

【参考:ポンプによる周辺湿地への水供給実態】

サクラソウのトラスト活動地では、近年乾燥化が進んでいるため、7~8年前からポンプアップによる給水によって湿地環境を保全している。下表は、湧水等が流れている水路(対岸側)から水供給を行った時間数について、至近4ヵ年の実績を示している。

| 年 度 | ポンプアップ時間 | 備考 |
|---------|----------|---------------------------------|
| 平成 13 年 | 714 時間 | |
| 平成 14 年 | 1,052 時間 | |
| 平成 15 年 | 129 時間 | 5月は日照り不足 夏は低温、雲多かった 冬は多降雨 |
| 平成 16 年 | 970 時間 | 5/5~6/10 頃まで、水源であった領家の小川が涸渇した。 |



湧水等が流れる対岸側の水路

3.「江川流域づくり推進協議会」の設置と本提言の必要性

(1)「江川流域づくり検討協議会」からの提言

「江川流域づくり検討協議会(H12.9~H14.3)」では、環境に配慮した河道整備計画の策定が主な目的であり、整備方針については概ね合意が得られた。しかしながら、近年の急激な土地利用の変化によって、治水や環境の面でさまざまな変化が生じていることがわかった。江川流域における洪水被害対策や環境保全対策の実施に向けては、盛土抑制や流域での対策(例えば、雨水浸透対策)など、河川管理者だけでは対応ができなくなっている。そのため、関係部局や農家の方や市街地の住民の方の協力が必須であり、より具体的な検討を行う場(本協議会)に対して、提言をまとめた。



「江川流域づくり検討協議会」からの提言項目

「流域のあり方」に関する提言

・・・・水田の遊水機能の確保(盛土抑制)、市街地における雨水貯留浸透促進(流域対策)

「河道整備」に関する提言

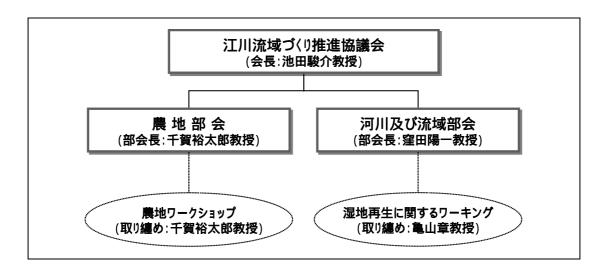
・・・·河道改修の推進、沿川の自然環境の保全(モニタリング調査の提案)、荒川合流点 処理の改善、調節池の整備

「沿川の環境」に関する提言

・・・下流部の湿地再生、河川水質の改善、江川流域の道路計画

(2)「汀川流域づくり推進協議会」の設置

上記の提言をうけて、平成 14 年 10 月に「江川流域づくり推進協議会」が設立された。なお、本協議会における検討項目は多岐にわたることから、下図に示す専門部会を複数組織することで、計画の実効性を高めることを目指した。



江川流域づくり推進協議会 <全6回>

会長:池田駿介 東京工業大学教授

「江川流域づくり検討協議会(H12.9~H14.3)」から示された提言内容の具体的な展開を図ることを目的として設置された組織であり、江川流域に関連する以下の3項目について協議することを目的としている。

- ────<江川流域づくり推進協議会が扱う内容(「設置規約」より抜粋)>───
- 1.「流域のあり方」に関すること。
- 2.「河道整備」に関すること。
- 3.「沿川の環境」に関すること。

農地部会・河川及び流域部会

農地部会 <全7回>

部会長:千賀裕太郎 東京農工大学教授

江川流域の農業に関する事項や、河川水質に関する事項について、より具体的に検討することを目的として設置された推進協議会の下部組織である。

- 1.「盛土抑制対策」に関すること。
- 2. 「営農支援対策」に関すること。
- 3. 「河川水質の改善対策」に関すること。

河川及び流域部会 <全6回>

部会長:窪田陽一 埼玉大学院教授

江川や江川流域に関する事項について、より具体的に検討することを目的として設置された 推進協議会の下部組織である。

- 1. 「河道改修工事」に関すること。
- 2. 「下流部の湿地再生」に関すること。
- 3. 「自然環境のモニタリング」に関すること。
- 4. 「市街地における雨水貯留浸透対策」に関すること。
- 5. 「江川流域の道路」に関すること。

湿地再生ワーキング <全6回>

取り纏め: 亀山章 東京農工大学教授

「江川流域づくり検討協議会からの提言」によって提案された下流部の湿地再生構想は、治水と環境の両側面からも重要な対策である。本協議会では、湿地再生に関する協議は「河川及び流域部会」の検討項目として位置づけているが、事業着手に向けた検討内容が非常に多岐にわたるため、具体的な議論を行う場として「湿地再生に関するワーキング」を設け、検討した。最終アウトプットは「江川最下流域 湿地再生計画書(たたき台案)」としてまとめた。

農地ワークショップ(市民懇談会) <全2回> 取り纏め:千賀裕太郎 東京農工大学教授

浸水被害の軽減や自然環境の保全、農業の活性化に向けたさまざまな取組みをさらに広げていくためには、行政だけでなく、さまざまな立場の方との意見交換などが必要である。そこで、地域住民から積極的に意見を出していただく場の1つとして「農地ワークショップ(市民懇談会)」を開催し、ひろく参加者を募集した。ここでは、農業のあり方や河道改修工事、自然環境保全などについて意見を出しあい、KJ 法を用いて意見の構造化を図ることで、流域の望まれる将来像を明確にした。最終アウトプットは、「農地ワークショップの取り纏め」としてまとめた。

- ・第1回ワークショップ 平成16年 8月21日(土)・22日(日)
- ・第2回ワークショップ 平成16年11月28日(土)

農地ワークショップによる取り組みの流れ





たくさんのご意見を伺いました。

(H16年8月22日(土) 、8月23日(日))

アンケート



第1回懇談会の結果について、さらに 流域の皆さまの意見 を伺いました。

第2回市民懇談会



前回のご意見とアンケート結果をもとに、 さらにご意見を伺いました。

取り組みの検討



皆様のご意見をもと に江川での取り組み を検討しました。









(参考)農地ワークショップにおける地域住民の意見のまとめ

江川流域づくりのための取組みについて、地域住民のできること、行政に託したいこととして第2回 農地ワークショップで得られた地域住民の意見は以下のように整理できる。ここで得られた地域住民の 意見を今後の推進方策検討の際の参考とした。

【取組みの源泉】<u>互いの相違を乗り越える熱意と</u> 期待

江川の諸問題の解決への熱意と期待の温度差 に幅はあるが、互いの相違を乗り越えてよい方向 へと転換する。

【取組み方針1】 <u>行政による取り組み ~ 情報提供と意見交換に基づ〈施策の計画・実行</u>

行政は、情報提供と地域住民との意見交換を基本路線に、「江川流域づくりの実施にむけての提言」をもとに実行計画を立案し、リーダーシップをとって実行する。

【取組み方針2】 <u>地域住民による取り組み ~ 一</u> 般市民の参加の拡大による参 画・協働

住民サイドは、一般住民の実践活動力を引き

出し、更には行政サイドに対して提案・協力することで、地域住民と行政の協働の取り組みを図る。

【取組み方針3】流域関係者の連携による力の結集

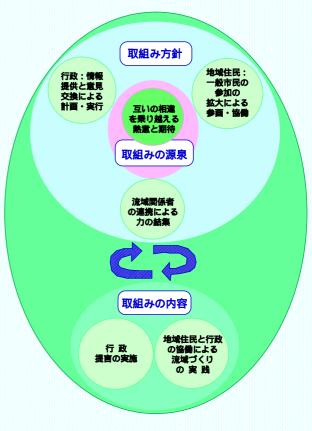
行政、地域住民、農家、企業、市民団体、学識経験者などの連携によって、江川の諸問題に取り組む。更には、取組みの源泉である「互いの相違を乗り越える熱意と期待」を力として、これら3つの取組み方針を展開していくことで、協働の輪を拡大していく。

【取組みの内容1】行政による取り組み ~ 提言の実施

行政は、「江川流域づくりの実施に向けての提言」を尊重し、流域づくりを推進する。また、既定計画との整合についても、柔軟に対応する。

【取組みの内容2】地域住民と行政の協働による流域づくりの実践

江川流域の自然、農業、生活の安全・安心を取戻すために、上中下流域ごとの課題を踏まえ、地域住民と行政の協働によって流域づくりに取り組む。



江川流域づくり推進協議会 委員名簿

東京工業大学 工学部土木工学科 埼玉大学大学院 理工学研究科 教 授 東京農工大学 農学部地域生態システム学科 教 授 東京農工大学 農学部地域生態システム学科 教 授 弁護士 役 上尾市 助 桶川市 助役 副所長 国土交通省 荒川上流河川事務所 国土交通省 大宮国道事務所 副所長 埼玉県 環境防災部廃棄物指導課 課長 埼玉県 農林部農業政策課 課 長 埼玉県 県土整備部河川砂防課 課 長 埼玉県 県土整備部道路街路課 課 長 長 埼玉県 北本県土整備事務所 所 市民生活部 部 長 桶川市 桶川市 都市整備部 部 長 長 部 上尾市 環境経済部 部 長 上尾市 建設部 都市整備部 上尾市 部 長 北本市 まちづくり推進部 部 長 まちづくり部 鴻巣市 部 長 東観団地自治会 桶川市 前会長 桶川市 薬師堂区 前会長 領家東部事務区 上尾市 事務区長 上尾市 領家西部事務区 事務区長 北本市 石戸地区 区長 栄四地区 北本市 自治会長 鴻巣市 環境衛生委員 常任理事 桶川市 農業委員会 前会長 農業委員会 会 長 上尾市 北本市 農業委員会 会 長 (財)埼玉県生態系保護協会上尾支部 上尾支部長 (財)埼玉県生態系保護協会 事務局長 湿地の植物を大切にする会 代表 代表世話人 江川の自然と河川改修を考える会 NPO エンハンスネイチャー荒川・江川 理事

(平成 17年3月現在の所属名・役職名を記載)



埼玉県県土整備部河川砂防課

埼玉県北本県土整備事務所 桶川市都市整備部河川課 上尾市建設部河川課 国土交通省大宮国道事務所 (社)雨水貯留浸透技術協会

事務局





現地見学会の様子

(3)「江川流域づくりの実施に向けた提言」の必要性

治水面での必要性

・盛土による流域湛水量の減少

下図に示す通り、江川の治水施設分担量は、河道が35m³/s、調整池が5m³/sであり、流域分担量については、流域貯留対策が15m³/s、流域湛水が20m³/sとなっている。近年、江川流域では水田への盛土が進行しており、流域湛水による効果は10m³/sまで減少した。そのため、流域基本高水(暫定計画)に対して、10m³/s分の確保が必要となる。

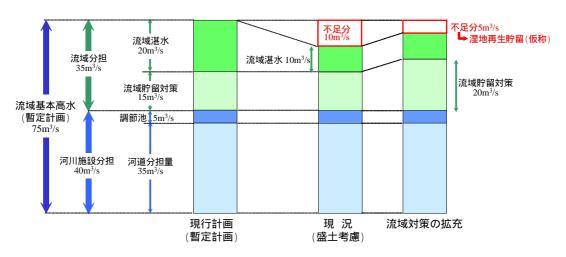
・新規開発地での貯留対策の拡充・徹底

流域分担量のうち、流域貯留対策として新規開発地に対する貯留対策量を、「0.05~1ha 未満については 500m³/ha で設置率を 60%」、「1ha 以上については 950m³/ha (北本・鴻巣市では 700m³/ha) で設置率を 80%」と想定している。江川流域では、この貯留対策を徹底して行うこととし、共に設置率 100%を目指すことで、盛土による不足分のうち 5m³/s 分をまかなう方針とする。

・河道の拡幅や調節池の拡大の可能性

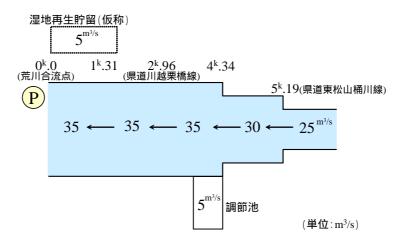
残りの不足分である 5m³/s の負担について、河道の拡幅や調節池の拡大による対策も考えられる。しかしながら、「江川流域づくり検討協議会」では、河道沿いの河畔林の保全や中水敷での湿地環境の創出、周辺の地下水位への影響等が検討されており、その結果、河道分担量としては 35m³/s が上限という結論になっている。また、同協議会において調節池の規模拡大についても検討したところ、6ha 程度の湛水面積が必要となり、整備のためには莫大な事業費が必要となることが明らかになった。

従って、河道の拡幅や調節池の拡大は困難であり、その他の対策が必要となる。



・湿地再生による貯留効果

江川下流域では、サクラソウをはじめとする様々な希少種が生息・生育している。下流域の湿地環境や旧釣堀(通称:荒沢沼)は生物の貴重な生息域になっていることから、湿地環境の保全・創出が望まれている。この湿地では貯留効果が期待でき、これを「湿地再生貯留量(仮称)」と捉え、不足分である 5m³/s の補充を検討する。



調節池および、湿地再生貯留(仮称)を見込んだ場合の流量配分図

・本提言の必要性

上述したように、江川流域における治水計画は、更なる盛土の抑制や流域での対策(例えば、雨水浸透対策)など、河川管理者だけでは対応ができなくなっており、関係部局や農家の方、市街地の住民の方の協力による総合的な対策の実施が必須となっている。本提言において、これらの各対策に関して、具体的な目標や対策内容・実施主体などを明確にすることで、実効性のある流域づくりの推進を図ることを目指す。

自然環境面での必要性

江川流域には、サクラソウをはじめとした貴重な湿地性の動植物が生息・生育していたり、 良好な景観を創出する河畔林などの自然環境が残っている。

江川流域住民による農地ワークショップでも、"貴重な自然と環境が残った下流域"は、河 川改修後も継承してほしい

との要望が強かった。

< 参考 >

都市再生本部(首相官邸)が進める「都市再生プロジェクト」を受けた「自然環境の総点検等に関する協議会」では、保全すべき自然環境ゾーン 25 のうち先行的に施策展開を検討すべき 6 ゾーンのひとつとして「荒川・江川ゾーン」が位置づけられた。

こうした状況を踏まえ、関東地方整備局及び埼玉県が中心となって平成15年1月~3月に「地域別WG」が開催され、地域の現状把握、自然環境保全上の課題と解決のための施策の方向性等が協議されている。



4. 江川流域づくりの実施に向けた提言

(1) 江川流域づくりのキャッチフレーズ

洪水被害の軽減や健全な江川流域づくりのためには、行政機関(国、県、市)だけではな く、市街地に住む住民や農家、企業・事業者、NPO などとの協働が不可欠であることは共通 認識として合意されている。

この「江川流域づくりの実施に向けての提言」は、流域の多くの人々に江川が認知され、 対策実施の必要性を理解してもらうことが重要である。そこで、地域住民へ江川を認知して もらえるように、この提言の精神をわかり易い言葉で表現した『みんなで考えよう これか らの江川流域』をキャッチフレーズとして設定した。



江川流域づくりのキャッチフレーズ

江川流域づくりのパンフレット



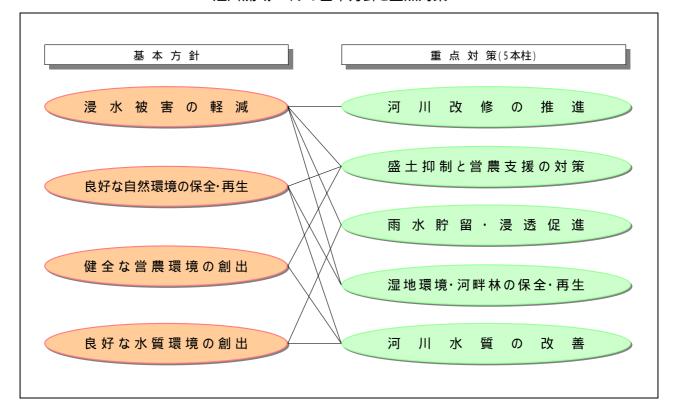
江川流域づくりのホームページ



(2) 江川流域づくりの基本方針と重点対策

流域のおける課題などを踏まえて、江川流域づくりの基本方針を以下の4項目設定した。これらの基本方針の実現に向けて、重点的に実施することが必要と考えられる対策を5つ抽出するとともに、各対策における 基本方針、 対象エリア、 実施する対策メニュー、 対策の目標、主体別の推進方針、 実施期間などを明確にした。

江川流域づくりの基本方針と重点対策



(3) 重点対策の推進方針

各重点対策の実施メニューや実施主体などの推進方針について以下に取り纏めた。

河川改修の推進

【 江川改良工事について 】

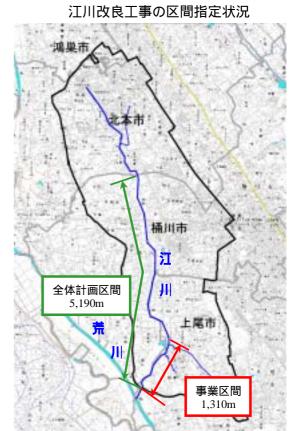
江川改良工事の全体計画は、平成9年11月28日に 大臣認可され、下流部の1,310m区間について、現在 改良工事(都市基盤河川改修事業)が進められている (H17.3時点では下流の試験掘削及び河川区域の盛土 の一部除去のみを実施)。

江川改良工事全体計画 対象区間:

宮下樋管~県道東松山桶川線区間(5,190m)

事業区間:

宮下樋管~市道71号線区間(1,310m)



江川最下流の試験掘削池





【 河道整備計画の基本方針と実施方針について 】

現況での江川の川幅は広くても7~8メートル程度である。これに対し、従来の河道整備計画では洪水を安全に流すために川幅を40メートル程度とすることになっている(下のイメージ図参照)。その際、画一的に川幅を広げると、河畔林や川に隣接した湿地がなくなってしまう部分があり、動植物の生息・生育場所が消滅してしまう。これにより江川周辺で成り立っている生態系は大きな影響を受けることになる。

これらの状況を踏まえて、「江川流域づくり検討協議会」では、河畔林や後背湿地へ配慮した河 道整備計画の基本方針が合意されており、これに従った河道整備を進める必要がある。

河道整備計画の基本方針 (江川流域づ(り検討協議会における合意事項)

自然環境に配慮し、平水時の現況河道の特性を踏まえた河道整備を実施する

長期的に安定を図れる河道整備を実施する

改修により影響を受ける動植物の生息・生育環境の保全・復元を図る

現 況 従来の河道整備 河畔林が消失してしまいます。 「江川における河道整備(案) 河畔林があるところではできる だけ河畔林を残せるように河川の 断面を工夫します。 また、後背湿地の乾燥化への配慮についても検討していきます。

自然へ配慮した江川流域の河道整備イメージ

河道整備後の絵はイメージ図であり、詳細な断面等については今後議論を重ねて決定します。

河道整備計画の実施方針

河道整備計画の基本方針を踏まえ、継続的なモニタリング結果をもとに、河畔林 や湿地などの周辺環境を保全しながら事業区間の改修工事を推進する。

【 対策メニュー、実施主体 】

| 実施時期 | 対 策 メ ニ ュ ー | 実 施 主 体 |
|---------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| t= H0 | 河川流量及び水質について継続的にモニタリングする。 | 桶川市 河川課 上尾市 河川課 |
| 短期 (中期~長期に | 改修工事による地下水位の変動をモニタリングする。 | 桶川市 河川課 |
| おいても継続) | 河川区域内の土壌調査を実施し、搬出される土壌につ いて把握する。 | 桶川市 河川課 |
| 短期 | 河道整備計画の基本方針に従った河道改修を推進する(下流端~1,310mまで)。 | 桶川市 河川課 |
| (数年) | 荒川へのポンプ排水施設の設置を検討する。 | |
| (5~10 年程度) | 江川改修に伴い宮下樋 管(荒川合流点)を改築 する。 | 荒川上流河川事務所 |
| 長期においても継続 | 河道整備計画の基本方針に従った河道改修を推進する(1,310m~5,190mまで)。 | 河川砂防課 桶川市 河川課 |
| (10 年以上程度) | 周辺の自然環境・社会環境に配慮した調節池整備を 実施する。 | 埼玉県 県土整備部河川砂防課桶川市河川課 上尾市河川課 北本市 下水道課 鴻巣市 下水道課 |

当面、緊急暫定的にポンプ車の運用を図る。(国土交通省荒川上流河川事務所)

『荒川水系 荒川左岸ブロック河川整備計画(原案)付図 (H17.2 現在、策定中)』では、江川の整備にあたっての配慮事項として下記が記載されている。

江川流域づくり推進協議会で整備内容について検討が行われているため、協議会の意見を尊重して整備を行っていく。

現在の自然環境を生かし、平水時の現況河道の特性を踏まえた整備を行う。また、長期的な安定を図れる河道とし、改修により影響を受ける動植物の生息・生育環境の保全、復元を図る。河畔林があるところでは、できるだけ河畔林を残せるように河道断面を工夫していく。 湿地環境にできるだけ影響を与えないような河道整備を工夫していく。

【今後の課題】

昭和58年5月に江川の河川改修についての請願書が地元から提出された経緯もあり、洪水被害の軽減対策が急務である。そのためには、河川部局が主体となる対策を実施していくと共に、後述の流域対策も推進するなど、総合的な治水対策の実行が必要である。

盛土抑制と営農支援の対策

【 盛土抑制について 】

江川中・上流域の農地では、盛土(一時転用) や宅地転用等を抑え、農地改良にかけた農業者 の想いを受け継いで、今後も農地として保全し ていく必要がある。また、江川全域で、田園や 雑木林などの原風景を保全することを地域か ら強く求められている。そのためには、沿川の 水田への不適切な盛土をやめることが必須で ある。



<対策の方向性-1>農地保全協定の継続的締結に努める。但し、適切な盛土は許容する。

~ 農地保全協定について ~

桶川市及び上尾市では、江川沿川の水田における保水・遊水機能の確保に向けて、まだ盛土されていない水田の保全を目指している。盛土されていない水田を有する地権者には、盛土をしない協定を結んで頂いている。

<対策メニュー、実施主体>

| 実施時期 | 対 策 メ ニ ュ ー | 実 施 主 体 |
|--------------------------|--------------------|---------------------------|
| 短期 (中期~長期に おいても継続) | 農地保全協定の継続的な締結に努める。 | 桶川市 河川課 上尾市 河川課 農 家 |

<農家へのアンケート調査結果(農地保全協定について) 平成 15 年 2 月実施 >

農地保全協定の締結状況

| | 全体 | 締結している | 締結していない | 無回答 |
|-----------|-------------|-----------|-----------|------|
| 合 計 | 174 | 107 | 39 | 28 |
| | 100.0 | 61.5 | 22.4 | 16.1 |
| 江川最下流ブロック | 27 | 19 | 4 | 4 |
| | 100.0 | 70.4 | 14.8 | 14.8 |
| 流ブロック | 63 | 39 | 17 | 7 |
| | 100.0 | 61.9 | 27.0 | 11.1 |
| 江川中流プロック | 27 | 15 | 4 | 8 |
| | 100.0 | 55.6 | 14.8 | 29.6 |
| 江川上流プロック | 25 | 19 | 5 | 1 |
| | 100.0 | 76.0 | 20.0 | 4.0 |
| 逆川ブロック | 12 100.0 | 6 50.0 | 5 41.7 | 8.3 |
| わからない | 1 100.0 | - | 100.0 | |
| 無回答 | 38 | 24 | 5 | 9 |
| | 100.0 | 63.2 | 13.2 | 23.7 |

調査実施時(H14 年度)は、全体の約6割の方が保全協定を締結していると回答があった。若干の締結解除の事例も見られるが、現在も継続的に農地保全協定を結んでいる。

「締結している」と回答した農家の今後

| | 全体 | 定である | したいのお話を解除 | どちらとも言えない | その他 | 無回答 |
|-----------|--------------|------------|-----------|------------|----------|----------|
| 合 計 | 107 100.0 | 76 71.0 | 8 7.5 | 19 17.8 | 2 1.9 | 2 1.9 |
| 江川最下流ブロック | 19 100.0 | 14 73.7 | 2 10.5 | 2 10.5 | 1 5.3 | - |
| 江川下流プロック | 39 100.0 | 30 76.9 | 7.7 | 5 12.8 | | 1 2.6 |
| 江川中流プロック | 15 100.0 | 53.3 | 6.7 | 6 40.0 | | - |
| 江川上流プロック | 19 100.0 | 14 73.7 | 2 10.5 | 3 15.8 | | |
| 逆川プロック | 6 100.0 | 6 100.0 | | | 1 1 | |
| わからない | - | - | | | | |
| 無回答 | 100.0 | 19 70 2 | - | 12.5 | 1 | 1 |

引き続き締結する予定の農家が約7割を 占めているが、残りの2~3割程度の農家 は、今後の締結について解除を考えてい るとの回答があった。江川における農地保 全の意味を理解していただき、継続的に 協定の締結を図ることが必要である。

「締結していない」と回答した農家の今後

| | 全体 | いと思っている今後、締結しても良 | 定はない | どちらとも言えない | その他 | 無回答 |
|-----------|-------------|------------------|------------|------------|-----------|----------|
| 合 計 | 39 100.0 | 9 23.1 | 14 35.9 | 13 33.3 | 2 5.1 | 1 2.6 |
| 江川最下流ブロック | 100.0 | - | 50.0 | 50.0 | | - |
| 江川下流プロック | 17 100.0 | 6 35.3 | 4 23.5 | 5 29.4 | 1 5.9 | 1 5.9 |
| 江川中流プロック | 100.0 | | 50.0 | 1 25.0 | 1 25.0 | |
| 江川上流ブロック | 5 100.0 | 20.0 | 2 40.0 | 2 40.0 | | 1.1 |
| 逆川ブロック | 5 100.0 | 40.0 | 2 40.0 | 1 20.0 | | |
| わからない | 1 100.0 | - | - | 100.0 | - | |
| 無回答 | 5 100.0 | | 80.0 | 1 20.0 | - | |

現在協定を締結していない農家のうち約半分の方が、今後協定を締結しても良いと考えているとの回答があった。江川における農地保全の意味を理解していただき、協定の締結を図ることが必要である。

<対策の方向性-2>土砂のたい積に関する各条例及び農地法を適正に運用する。

下記に示す各自治体の土砂たい積に関する条例及 び農地法を適正に運用する。また、農地の盛土が適正 に行われているかを十分に監視した上で、条例等に違 反する場合には、罰則を適用する。

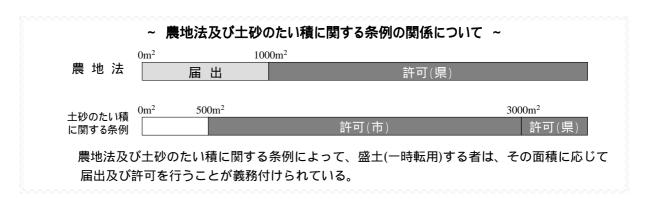


< 各自治体の土砂たい積に関する条例 >

- 『埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例』(H15.2.1施行)
- 『桶川市土砂等のたい積の規制に関する条例』(H16.10.1施行)
- 『上尾市土砂等のたい積等に関する条例』 (H16.4.1施行)

【 対策メニュー、実施主体 】

| 実施時期 | 対策メニュー | 実 施 主 体 |
|----------------|----------------------------|------------------------------------------------------|
| 短 期 (中期~長期に | 土砂のたい積等に関する条例を適正 に運用する。 | 埼玉県 中央環境管理事務所 桶川市 環境交通課 上尾市 環境対策課 農業委員会、農 家 |
| おいても継続) | 農地法を適正に運用する。 | 埼玉県 農林部 桶川市 産業観光課 上尾市 農政課 農業委員会、農 家 |



<対策の方向性-3>農家や地域住民による監視体制の確立

農地の盛土(一時転用)に対しては、条例に従った高さで実施されたか、適正な土質の盛土であったかなどについて、監視していくことが必要である。各市農政部局や農業委員会が連携して監視を実行していくとともに、農家や地域住民による不適切な盛土抑制のための見回り体制の確立についても今後検討していくことが必要である。

【 対策メニュー、実施主体 】

| 実施時期 | 対策メニュー | 実 施 主 体 |
|---------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 短 期 (数 年) | 連絡、通報体制を確立する。 | 埼玉県 中央環境管理事務所 桶川市 環境交通課/産業観光課 上尾市 環境対策課/農 政 課 桶川市 農業委員会 上尾市 農業委員会 農 家、地域住民、市民団体 上 尾 警 察 署 |
| 短 期 (中期~長期に おいても継続) | 農家、地域住民と連携し、盛土(一時転用)などに対する見回りを実施する。 | 桶川市 環境交通課/産業観光課 上尾市 環境対策課/農 政 課 桶川市 農業委員会 上尾市 農業委員会 農 家、地域住民、市民団体 上 尾 警 察 署 |

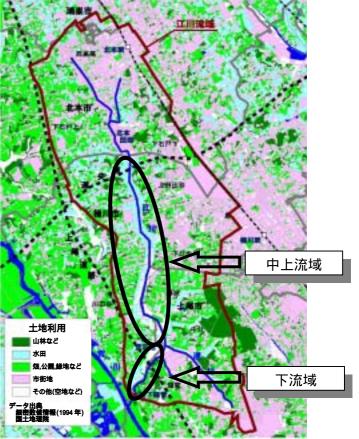
【営農支援について】

江川流域の豊かな自然環境や原風景を考える場合、農地の存在は欠かせない。農地を残すためにも、農業で生計が成り立ち、世代を超えて継承していける振興策を、自治体や農家・地域住民と

実行していくことが必要である。

江川流域は、地域の特性や歴史的変遷・地権者の意向などを考えると、下流域(荒川合流~旧釣堀(通称:荒沢沼)付近・特に桶川市側)は営農継続が難しい地域と考えられるが、中上流域(旧釣堀(通称:荒沢沼)より上流)では、営農継続は可能である。よって、営農支援対策については、傾向の大きくことなる2つのゾーンにわけて実施していくこととする。





< 江川流域における営農支援の方向性について >

江川流域では、**地域の特性や歴史的変遷を踏まえて、田園や雑木林・湿地などの原風** 景の創出を図る。

中上流域においては、水田や、地域住民との交流含めた農地等として利用するための営農支援を促進する。

下流域においては、湿地環境の創出を目指す。ただし、営農意欲のある農家の農地は、**農地保全型の自然再生**を推進する。

<対策の方向性-1>各種の営農支援対策を推進する。

アンケート調査によると、江川流域の農家が求める営農支援方策として、「後継者支援対策」「市民との協働による営農支援対策」「宅地転用の抑制」があげられる。また、同調査において地域住民の考える営農対策も一致しており、地域住民と農家が協働した組織的な対策の展開が望まれているといえる。これら各対策は、自治体の農政部局が強力なリーダーシップをもって推進することが必要である。

<農地ワークショップ(市民懇談会)におけるアンケート調査 ~ 営農継続について~ >

| アンケート質問 | 農家のみの | の回答 | 流域内の住民全体の回答 | | |
|--------------------|-------|-----|-------------|----|--|
| クノ ク 「長ICI | 回答数 | % | 回答数 | % | |
| 後継者支援対策 | 30 | 23 | 469 | 22 | |
| 地域住民との協働による営農支援対策 | 35 | 27 | 406 | 19 | |
| 宅地転用の抑制 | 24 | 18 | 374 | 17 | |
| 特産品開発、ブランド化、直販化 | 15 | 11 | 326 | 15 | |
| 集団化、大型機械化、基盤整備 | 17 | 13 | 244 | 11 | |
| 水田地帯の再生 | 8 | 6 | 153 | 7 | |
| 蛇行と深田のある元々の水田地帯の復元 | 0 | 0 | 125 | 6 | |
| 未回答 | 3 | 2 | 57 | 3 | |

平成 16 年 10 月 桶川市実施

< 江川流域の農家や市民が求める営農支援方策 >

後継者支援対策

江川流域の農的な自然を残すためにも、農業で生計が成り立ち、世代を超えて継承 していける振興策を地域住民が考えていく。

地域住民との協働による営農支援対策

専業農家、兼業農家、農業を継続できない人にそれぞれ対応した、地域住民が支える協働の仕組みを作って継続できるようにする。

宅地転用の抑制(農地保全)

農地の宅地転用を抑え、農地改良にかけた農業者の想いを受け継いで、今後も農地 として保全していく。

【 対策メニュー、実施主体 】

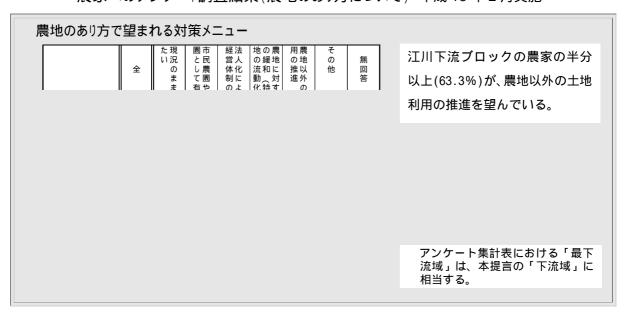
| 実施時期 | 対 策 メ ニ ュ ー | 実 施 主 体 | | | |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|--|--|--|
| 短期 (数年) | カリーター・ハリノをとし、手腕(ハ)にか(ハ)(前引を閉じらる | | | | |
| | 1. 後継者支援対策 地域農業の中核的役割を果たす認定農業者制度を推進し、 認定農業者協議会を中心として農業後継者の育成を図る。 現時点での中核的農家による生産組織の育成を強化する。 農業高校や農学系大学の学生をスカウトする。 集落営農を推進する。 | 上尾市 農政課 | | | |
| | 農業高校生との交流会 の実施(愛媛県の事例) 2. 地域住民との協働による営農支援対策 | 北本市 産業振興課 | | | |
| 中期 | 江川流域での農作物の給食(学校・病院・事業所など)での利用を拡大する。近隣の食堂などで農作物を消費する。*1 *2 市民農園などとして休耕田を活用する。*1 | 農業委員会 | | | |
| (5~10 年程度) | 体験農園・農家民宿として活用することで、高齢化した農家の 農作業を軽減する。*1 休耕田の借り上げをし、市民菜園・子供の遊び場・公園・野鳥 | <実施主体への支援> 埼玉県 農林部 | | | |
| | の飛来場としての活用を図る。 農産物直売所の整備・充実を図る。(例えば、「藤波・中分ふる さとの緑の景観地」に直売所を開設するなどが考えられる。)ま | *1 農家、地域住民も 実施主体となる。 | | | |
| | た、直売所には市民農園・観光農園・農産加工施設・農村文 化体験施設などを併設し、多角化を図る。 | *2 流域外の住民も 主体となる。 | | | |
| | | | | | |
| | 養魚水田としての活用事例 新たな流通システムの構築 ~ 트 照 目 地 は ヴ 豊 シュテ ハ | | | | |

| 実施時期 | 対 策 メ ニ ュ ー | 実 施 主 体 |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| | 3. 宅地転用の抑制(農地保全) 農地保全協定の継続的締結を図る。*1 農地・湿地に対する財政的援助をする。 集約的農業経営を展開する。*1 | 桶川市 産業観光課 |
| | 4. その他 今後策定する「水田農業ビジョン」において、江川流域の営農 支援方策を更に具体化する。 「彩のかがやき(県産ブランド米)」を生産する。*1 | 上尾市 農政課 北本市 産業振興課 |
| 中期 (5~10年程度) | 江川流域のブランド品をつくる(のらぼう菜等) 自然環境保全型・生物多様性型の農業を推進する。 | 農業委員会 <実施主体への支援> 埼玉県 農林部 *1 農家、地域住民も |
| | 他地域における新しい事例を参考にした営農支援対策を実施する。 *1 *2 ・公民館を利用し、他流域から訪れる住民に農業を教える学校をつくる。(石垣島) ・集客力のある花卉等の植え付けによって、地域の活性化・特産品の開発を図る。(兵庫県小野市) ・近傍の都市の住民を対象に、体験農園の広報を行う。(栃木県茂木町) | *2 流域外の住民も主体となる。 |
| | 自治会で休耕地の整備を行い、利益を自治会に還元する。 (鹿児島県串良町) 地域住民が特産品を考案する。(京都府美山町) NPO・企業と連携して体験農園の運営を行う。(山梨県須玉町) | |

< 対策の方向性-2 > 下流域は湿地再生を目指す。

農家へのアンケート調査によると、下流域の農家の半分以上が農地以外の土地利用の推進を望んでいる。下流域は、過去から地下水位が高く、湿地が広がっていた。よって、後述に詳述する「湿地環境・河畔林の保全」に従って、湿地の再生を目指す。ただし、営農意欲のある農家のいることから、そのような方の農地は、農業保全型の営農支援を行うこととする。

<農家へのアンケート調査結果(農地のあり方について) 平成 15年2月実施>



【今後の課題】

本提言にもとづいた各種対策の推進

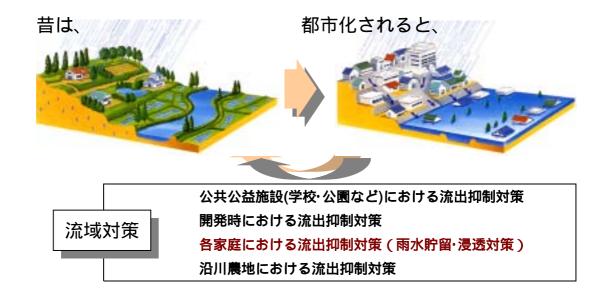
江川流域における農業と農的自然を残すために、本提言に示す各対策に対して、自治体 農政部局がリーダーシップをもって推進することが必要である。また併せて、市民が支え 地元が潤う仕組みを作り出していくことにより、各対策の実効性を高める必要がある。

相続税問題の提起

営農していない農地は「雑種地」という地目として扱われてしまい、相続税が発生した場合に多額が課せられる。そのために、盛土(一時転用)をし「畑」としての地目を保つことが農家にとっての方策となっており、結果として流域の盛土が進行した背景がある。本提言や土砂等のたい積に関する条例などにより、江川流域の盛土抑制の方向が示されたが、相続税問題については、国などへ情報発信していくことが必要である。

【 流域対策について 】

江川流域の洪水被害の解消に向けては、河道改修とともに流域対策を推進することが必要である。しかしながら、昨今自治体が財政難であり公共施設における流出抑制対策が大幅に進捗することが期待できないことや、今後の大規模開発がほぼ予測されないことなどから考えると、家庭における浸透対策は、江川流域における流出抑制として特に重要である。



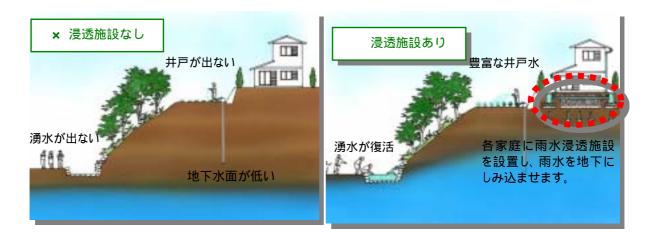
【 浸透対策の必要性について 】

治水の視点

流域対策としては、これまで主に貯留施設設置が考えられてきた。しかし、江川流域は透水性の良い土壌が広く分布していることなどから、貯留対策と浸透対策を併せて流域対策を推進していくことが、浸水対策として即効性がありかつ効果的である。

水循環の視点

台地部の都市化(地表面の被覆化)に伴う地下水の低下によって、 井戸涸れや、 湧水の 涸渇、 江川の清流成分水量の減少など、水循環系に関するさまざまな問題が懸念される。 健全な水循環系の構築に向けては、雨水の積極的な浸透対策が必要である。



【 浸透対策の目標 】

浸透施設設置に対する助成制度が整備されていない江川流域では、当面は行政による指導、意識啓発の実施によって浸透施設設置を促進していくこととする。他流域の事例等を鑑み、5~10年後までに、建築申請件数に対する設置率50%を目指す。

< 目標 >

5~10 年後までに、建築申請及び下水道接続件数に対して 浸透施設設置率50%を目指す。(住宅屋根などの不浸透域に 対して5mm/hr相当の浸透施設を設置)

流域内にある県立高校や小中学校・消防署・公民館・集会所・ 農協支所などの公的施設は、民間に先行して100%雨水 浸透施設や貯留施設などを設置する。

雨水浸透桝



雨水タンク



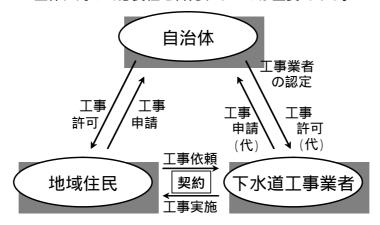
【 対策メニュー、実施主体 】

| 実施時期 | 対策メニュー | 実施主体 |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| | 治水計画に位置づけられている流域対策を確実に実施する。 (特に、新規大規模開発に対する流出抑制施設の設置は、設 置率 100%を目指す。) | 各市河川担当課 |
| 短 期 (中期~長期に おいても継続) | 住宅、施設の新築・建替え時、下水道接続時等には雨水浸透施設を設置する。 | 担当部局 *1 (市別の関係部局 を次頁に示す) 地域住民、企業 |
| OSVIC SMELIOL) | 開発調整池や浸透施設を維持・管理(メンテナンス)する。 | 地域住民、企業 |
| | 台地部において、地下水位をモニタリングする。 | 各市河川担当課 地域住民、企業*3 |
| | 流域内の公的施設に、雨水浸透施設や貯留施設などを設置 する。 | 県、担当部局 *1 公的機関 |
| | 浸透施設設置に関する指針等を策定する。 | 担当部局 *1 |
| 中 期 (5~10年程度) | 住宅・施設の新築・建替え時、下水道接続申請時の雨水浸透施設設置の指導の徹底を図る(建築申請件数の50%に浸透施設設置)。 *2 自治体は、各種申請時に浸透施設設置を指導する。 下水道工事者を対象に、浸透施設の必要性・効果について講習会を実施する。 地元市民を対象に、浸透施設の必要性・効果、及びメンテナンスの重要性などについて広報活動する。 | 担当部局 *1 |
| | 浸透施設設置に関する助成制度を設立する。 | |

*1 各市の浸透施設設置の関連部局

| 自 | 治 | 体 | 担 当 (窓 口)部 局 |
|---|---|---|-----------------------------|
| 桶 | Ш | 市 | 都市整備部 河川課・建築課 / 市民生活部 環境交通課 |
| 上 | 尾 | 市 | 建設部 河川課 / 都市整備部 開発指導課・建築指導課 |
| 北 | 本 | 市 | まちづくり推進部 下水道課・建築開発指導課 |
| 鴻 | 巣 | 市 | まちづくり部 道路課・建築課 |

*2 住宅、施設の新築・建て替え時、下水道接続申請時の雨水浸透施設設置の指導徹底 雨水浸透施設の設置普及については、「自治体の窓口部局」「下水道工事業者」「地 域住民」の3主体に対して必要性を啓発することが重要である。



*3 地域にある生活用井戸や農業用井戸などを活用し、地域の方(地域住民、農家、企業など)にモニタリングして頂くことで、地域の地下水保全に対する意識の醸成を図る。

公的施設への浸透施設設置イメージ



開発調整池(江川流域·北本市)



浸透施設の設置の効果については、定量的に把握されている事例は全国的に少ない。地域住民の設置に対する協力や理解を得るためにも、湧水や河川流量・水質等のモニタリングを継続的に実施し、効果を定量的に把握していくことが必要である。

湿地環境・河畔林の保全・再生

【湿地再生の目標】

江川下流域の歴史的変遷や過去に生息・生育していた動植物などを考慮し、湿地再生の目標を以下の通り設定した。

<目標>

長期的には、昭和30年頃の自然環境の再生 湿地性の植物(サクラソウやノウルシなど)の生育環境の保全・再生 かつて生息していた湿地性の動物(ヒクイナやヨシゴイなど)の生息







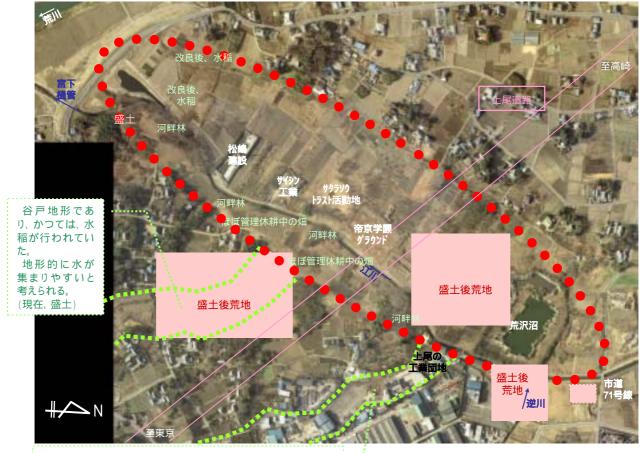
ヒクイナ

ヨシゴイ

タマシギ

湿地再生対象と考えられるエリア (江川最下流域 湿地再生計画書 (たたき台案)より)

浸水エリア(実績氾濫区域、想定氾濫区域、浸水頻度、地表面標高)や現状での湿地性動植物の生息・生育範囲などから図の赤い点線のエリアが湿地再生の対象と考えられる。ただし、このエリアは今後の地権者の意向などを踏まえて再検討するものである。



谷戸地形であり、かつては水稲が行われていた。(現在、開発)

注)上尾道路については概略の位置を示す。

【 対策メニュー、実施主体 】

| 実施時期 | 対策メニュー | 実施 主体 |
|--------------------------|--------------------------------------------------|-------------------|
| 短期 (中期~長期に おいても継続) | トラスト活動地および周辺湿地の環境悪化を防止し、希少性動植物を保護するように努める。 | 市民団体 |
| 短期 (数年) | 湿地の保全·再生に関する事業(公園事業や環境保全事業を含む)について検討する。 | |
| | 地権者の意向調査を基に、エリア内(右岸)の再生 計画を策定する。 | 桶川市 河川課 |
| | 河道改修にあたっては、河道整備計画の基本方針 と湿地再生計画書(たたき台案)の整合を図る。 | |
| 長期 (10年以上程度) | 湿地再生事業の完了。 | 今後の検討において 設定する |

江川の右岸側は、桶川市が湿地再生計画の検討を行う。

【今後の課題】

湿地再生に関しては、目標とする湿地の姿や、さまざまな施策の可能性・効果等を検討した結果、一つの方向性を「江川最下流域 湿地再生計画書(たたき台案)」に取りまとめた。この計画書を基として、地域住民の意向、事業費の問題、他の重点対策との優先順位などを考慮しながら具体的な施策を展開していく。



旧釣堀(通称:荒沢沼)

河川水質の改善

【江川の目標将来像】

江川流域は、河川水などを介した人と 農と動植物の生命活動のシステムを再生 し、田園や雑木林などの原風景の創出に 向けて、河川水質の改善対策を、行政と 市民の連携により取り組み、次代に夢を 描けるようにする必要がある。

江川流域の地域住民へのアンケート結果(H16.10 実施)より、ふれあいの視点では「昔のように魚とりや水遊びができる川」、水生生物の生息環境の視点では「かつて生息していたホタルやメダカなどが棲む水辺環境」を、将来目指すべき江川の姿として求める回答が多かった。





<江川流域の地域住民が目標とする将来像>

アンケート結果(平成16年10月桶川市実施)より

昔のように魚とりや水遊びができる川 かつて生息していたホタルやメダカなどが棲む水辺環境

江川の水田風景





【代表地点】

河川水質の状況や各種対策の効果をモニタリングするために代表地点を設定する。流域の特徴を勘案して流域を3つに区分し、各区分に代表地点を1箇所ずつ設定した。

| 区間 | 流 域 の 特 徴 | 代表地点 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|------|
| 北本市境 | 沿川に水田がない。左岸 | |
| より上流 | 側は市街化が進んでいる | |
| | が、右岸側を中心に畑や | 北本市境 |
| | 緑地が広がっている。 | |
| 滝の宮橋 | 沿川は主に水田利用。左 | |
| ~ 北本市境 | 岸側は市街化が進んで | |
| | いる(上日出谷周辺)が、 | 滝の宮橋 |
| | 右岸側を中心に畑や緑 | |
| | 地が広がっている。 | |
| 宮下樋管 | 沿川は主に水田利用。ま | |
| ~滝の宮橋 | とまった市街地はほとん | |
| THE PERSON NAMED IN COLUMN TWO IS NOT THE PERSON NAMED IN COLUMN TWO IS NAMED IN COL | どなく 、水田以外では畑 | 宮下樋管 |
| | や緑地が広がっている。 | |

【水質指標】

国土交通省が検討している「新しい水質指標」」の考え方に従って、自治体による測定する測定項目と、住民との協働による測定項目を設定した。水質指標は、流域の特徴や既往水質調査項目、定量評価が可能な水質指標などを考慮し、下表の通り設定した。

| 視点 | 自 治 体 による測定項目 | 住民との協働による測定項目 |
|-------------|------------------|----------------------------------------------------|
| 親水利用 | BOD(透視度) | ごみの量、透視度、川底の感触、水のにおい |
| 出水時水質 (ヘドロ) | S S | 出水後のヘドロの量 |
| 生物の生息 | D O | 江川流域にかつては生息していた魚種 (ギンブナ、アブラハヤ、ナマズ、ジュズカケハゼ、ヌカエビ) |











ギンブナ

アブラハヤ

ナマズ

ジュズカケハゼ

ヌカエビ

¹ 国土交通省 水質管理検討会:「今後の河川水質管理の指標項目(案)」「水質管理指標(案)」 平成 16 年 4 月

【対策目標】

河川水質の目標は、モニタリング調査結果により定量的な評価が可能であるため、短期・中期・長期の3段階に分けて目標値を設定した。

= 短期的(数年以内)な目標 =

<目標>

油等の流出防止やゴミ掃除など、見た目に分かる江川の環境をよくしていく 流域内にある県立高校や小中学校・消防署・公民館・集会所・農協支社などの 公的施設は、民間に先行して合併処理浄化槽を設置し、設置促進のPR(広報) 材料とする。

─ 中期的(5~10年程度)な目標 =

<目標>

| | | | 河川区分(代表地点) | | | |
|-----|--------------------|--------------------------------------------|--------------------------------|--------------------------|---------------|------------------------------------------------------|
| 視点 | 測定主体 | 測定項目(単位) | A区間 (宮下樋管) | B区間 (滝の宮橋) | C区間 (北本市境) | |
| | 目標とする将来 | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 川の中に入 | って遊べる | 良好な景観を創出する | |
| | 自治体 | BOD (mg/L) | 5 | 5.0 | 8.0 | |
| | | 〔透視度(cm)〕 | [701 | 以上〕 | [30以上] | |
| 親水 | 親水 利用 住民との協働 | ごみの量 | | 川の中や水際にごみは 目につくが我慢できる | | |
| 利用 | | 透視度(cm) | 70以上 | | 30以上 | |
| | | 川底の感触 | ところどころヌルヌル しているが、不快でない | | | |
| | | 水のにおい | | 不快でない | | 水に鼻を近づけなければ 不快な臭いを感じない 風上の水際に立てば 不快な臭いを感じない |
| 出水時 | 自 治 体 | SS(mg/L) | (2 | 5) | (50) | |
| 山小时 | 住民との協働 | ヘドロの量 | 農作物へ被害 | 唇を及ぼさない | | |
| 生物 | 自 治 体 | DO(mg/L) | | 平均値5.0 |)以上 | |
| 生息 | 住民との協働 | 生物種 | ギンブナ、アブラハヤ、ナマズ ジュズカケハゼ、ヌカエビ | | | |

長期的な目標 =

<目標>

| | | | 沪 | 可川区分(代 | 表地点) | |
|----------|---------|------------|----------------------------------------|-----------------------|----------------|--|
| 視点 | 測定主体 | 測定項目(単位) | A区間 (宮下樋管) | B区間 (滝の宮橋) | C 区間 (北本市境) | |
| | 目標とする将系 | 民像(親水利用) | 顔を川の水につけられる | | | |
| 親水利用 | 自治体 | BOD (mg/L) | | 3.0 | | |
| | 日泊妆 | 〔透視度(cm)〕 | | [100以 | 上) | |
| | 住民との協働 | ごみの量 | 川の中や水際にゴミは見当たらない または、ゴミはあるが全〈気にならない | | | |
| | | 透視度(cm) | | 100以上 | | |
| | | 川底の感触 | | 不快感がない | | |
| | | 水のにおい | | 不快でない | | |
| 出水時 | 自 治 体 | SS(mg/L) | | (25) | | |
| 山小时 | 住民との協働 | ヘドロの量 | 農作物へ被害を及ぼさない | | 及ぼさない | |
| / | 自 治 体 | DO(mg/L) | 平均値7.0以上(最低値で3.0以上) | | 氐値で3.0以上) | |
| 生息 | 住民との協働 | 生物種 | |)、ホタル、ギンブ マズ、ジュズカケ | | |

【重点対策】

江川流域の河川水質の改善に向けて各種対策の推進を図っていく必要があるが、江川流域の水質悪化の要因などを踏まえて、以下に示す5つの対策を重点対策と設定する。各市の強力なリーダーシップのもと推進することが重要である。

< 水質改善に向けた重点対策 >

1. 家庭からの汚濁負荷削減 洗いものの時には、三角コーナーやペーパータ オルを利用するなど、家庭から江川へ排出される 生活雑排水の水質を改善する。

油やラーメンの汁を 直接流さない。 流しでは三角コーナー を使用する。

2. 単独・汲取り世帯の合併化促進

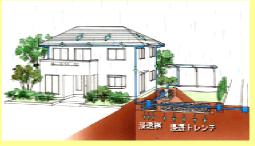
合併処理浄化槽

下水道既整備区域の世帯は、下水道へ接続する。 自治体は、下水道接続による効果などを理解して もらえるよう広報活動する。



水洗化 PR パンフレット (他流域事例、町田市)





【 対策メニュー、実施主体 】

| 実施時期 | 対策メニュー | 実 施 主 体 | | | |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|--|--|--|
| | 川にごみを捨てない。川に散乱するごみを清掃する。 | 地域住民*1、市民団体 | | | |
| | 下水道整備地区は、下水道へ接続する。 | 地域住民 | | | |
| 短期 | 下水道未整備地区は、合併処理浄化槽を設置する。 | 地域住民 | | | |
| (中期~長期に おいても継続) | 事業所や工場は、排水基準を満たした排水を遵守する。 | 事業者・企業 | | | |
| | 河川水質や流量について継続的にモニタリングする。 | 桶川市 河川課 上尾市 河川課 地域住民、市民団体 | | | |
| | 家庭から排出される汚濁負荷を削減する。(家庭からの負荷 | 苛の 30%削減を目標) | | | |
| | 家庭における汚濁負荷削減対策(三角コーナー・ペーパータオルの利用、荒いものの工夫など)の効果などについて、講習会などを開催する。 三角コーナーやペーパータオルを配布する。 | 桶川市 下水道課 上尾市 下水道管理課 上尾市 環境対策課 | | | |
| | 合併処理浄化槽の設置の必要性やその効果について、講習会などを開催する。 *2 | 北本市 下水道課 | | | |
| | 下水道への接続の向上を図る。(接続率 100%を目標) | | | | |
| 短期 (数年) | 住宅の建替え申請時や下水道整備時に、下水道への接続について指導する。 | 桶川市 環境交通課 上尾市 下水道管理課 上尾市 建築指導課 北本市 下水道課 鴻巣市 下水道課 | | | |
| | 下水道への接続の必要性やその効果について、講習会などを開催する。 | 桶川市 下水道課 上尾市 下水道管理課 北本市 下水道課 鴻巣市 下水道課 | | | |
| | 事業所排水などの立ち入り検査や指導を徹底して実施する。 | 桶川市 環境交通課 上尾市 下水道管理課 上尾市 環境対策課 北本市 下水道課 鴻巣市 下水道課 | | | |
| | 流域内の公的施設に合併処理浄化槽を設置する。 | 県、各市、公的機関 | | | |
| 中期 (5~10年程度) | 単独浄化世帯や汲取り世帯の合併処理浄化槽への転換 に関する助成制度を確立する。 *2 桶川市 下水道課 上尾市 下水道管理課 | | | | |
| | 下水道事業認可区域の面整備を推進する。(事業区域 の整備完了を目標) *2 | 上尾市 環境対策課 北本市 下水道課 | | | |
| 長期 (10年以上程度) | 事業所排水に関する排水規制を強化する。(事業所からの負荷の50%削減を目標) | 桶川市 環境交通課 上尾市 下水道管理課 上尾市 環境対策課 北本市 下水道課 鴻巣市 下水道課 | | | |
| | 本提言に記載されている自然系の流量確保対策によっても目標が達成されなかった場合には、人工的な水量確保対策について検討する。 | 各市 河川担当課 | | | |

- *1 流域外の住民も実施主体となる。
- *2 鴻巣市は下水道面整備は完了しているため合併浄化槽の対策は該当しない。

【今後の課題】

水生生物の生息環境の改善

江川は水質環境が劣悪であることから、河川に流れ出す汚濁負荷削減対策の推進が最も優先されるべきである。これらの対策により水質改善が図られたのちには、水生生物の生息環境の 改善の視点が求められる。

水生生物の生息環境をモニタリングする指標として、この提言ではDOをあげているが、中央環境審議会2の答申によると、川に魚を戻すため先進的な水質指標として「亜鉛」が提案されている。しかしながら、現行の水質調査の精度では亜鉛による評価が難しいため、今後は水質調査の精度の向上を検討するとともに、継続的なモニタリングによりデータを蓄積することが必要である。

河川流量の回復

河川水質の改善に向けては、雨水浸透施設の設置促進などの河川流量の回復対策も推進していくことが必要である。また、北本市区間の江川は、河川を流れる清流成分水量が少ないため、本計画に記載する水質改善対策を実施した場合でも、長期目標の達成は困難であることが予測されている。よって、湧水や河川流量・水質等のモニタリングを継続的に実施し、効果を定量的に把握していくことが必要である。

² 水生生物の保全に係る水質環境基準の設定について(答申) 平成15年9月12日、中央環境審議会

【上尾道路の取組み】

江川周辺における自然環境等に関する調査結果を踏まえ、江川流域づくり推進協議会の方向性を考慮し、江川沿いの低地に分布する湿地環境等に配慮した『上尾道路の江川下流域周辺における環境保全の取組み(案)』を策定。今後、各施策を具体化し事業を推進する。

上尾道路における環境保全目標(案)

江川下流域の自然環境を構成する湿地環境及び樹林環境の改変の抑制 動物の移動空間の連続性の確保

新たに創出される道路空間と周辺環境との調和

| 実施時期 | 対策メニュー | 実 施 主 体 |
|------------|----------------------------|---------|
| 短 期 | 「上尾道路の江川下流域周辺における環境保全の取組 | 国土交通省 |
| (数年) | み(案)」に基づき、各施策を具体化し事業を推進する。 | 大宮国道事務所 |

上尾道路の江川下流域周辺における環境保全の取組み(案)

上尾道路における環境保全の11の施策

湿地の保全 重要な植物の保全 樹林の保全

動物の移動空間の確保 動物の生息環境への配慮 道路空間の有効活用

水質への配慮 光環境への配慮 音環境への配慮

維持管理方策の策定と地元の活動との連携事後調査計画の策定・実施



| <u>4. 江川流域づくりの実施に向けた提言</u> |
|----------------------------|
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

5. 今後の推進方策

(1)推進方針

江川流域づくりの推進のためには、行政、地域住民、農家、企業、市民団体及び学識経験者など、様々な主体が互いの相違を乗り越え、連携と協働のもと、それぞれの力を結集させることが必要である。

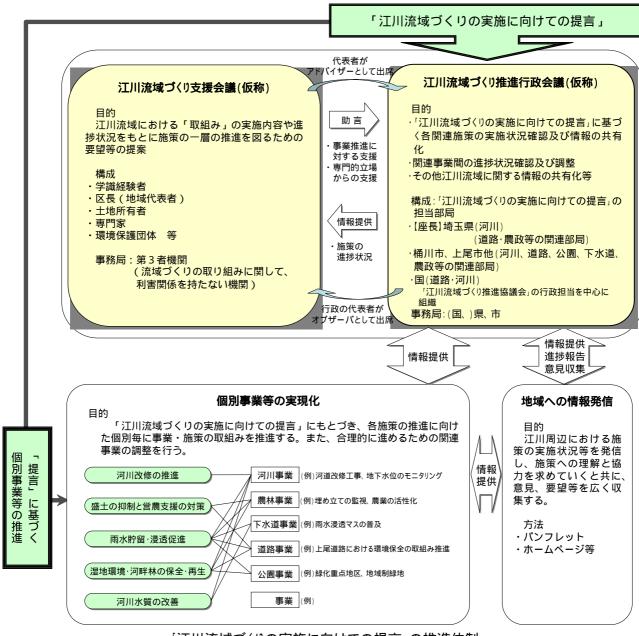
行政は、情報提供と地域住民との意見交換を図るとともに、「江川流域づくり実施に向けての提言」を強力なリーダーシップをとって実行する。また、必要に応じて学識経験者への助言を求め、企業へも連携・協働を働きかける。一方で、地域住民、農家、市民団体は、自らの実践活動力を高めるとともに、行政に対する提案・協力によって、行政との協働を図る。

(2)推進体制

この提言の推進に向けては、地域住民・市民団体や関係行政機関がそれぞれの立場と役割に応じた組織に関与でき、かつ事業実施を重視した推進体制を構築するとともに、組織間の連携や情報の共有化を図ることが必要である。

個別事業等の実施にあたっては、各担当部局が主体的に実行していくとともに、「江川流域づく り推進行政会議(仮称)」において、進捗の確認・調整や情報の共有化を図る。

また、学識経験者や地域住民・市民団体から構成される「江川流域づくり支援会議(仮称)」を設立し、事業の進捗に対する支援や専門的立場からの支援を行う。



「江川流域づくりの実施に向けての提言」の推進体制

< 付表 - 1 : 期間別の実施対策 >

| 重点対策 | 短期(数年) | 中期 (5~10年程度) | 長期 (10年以上程度) |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 河川改修の推進 | ・河道整備計画の基本方針に従った河道改修を推進する(下流端~1,310mまで)。 ・荒川へのポンプ排水施設の設置を検討する。 ・河川流量及び水質について継続的にモニタリングする。 ・改修工事による地下水位の変動をモニタリングする。 ・河川区域内の土壌調査を実施し、搬出される土壌について把握する。 | ・河道整備計画の基本方針に従った 河道改修を推進する(1,310m~5,190mまで)。 ・江川改修に伴い宮下樋管(荒川合流点)を改築する。 ・河川流量及び水質について継続的にモニタリングする。 ・改修工事による地下水位の変動をモニタリングする。 ・河川区域内の土壌調査を実施し、搬出される土壌について把握する。 | ・河道整備計画の基本方針に従った 河道改修を推進する(1,310m~ 5,190mまで)。 ・周辺の自然環境・社会環境に配慮 した調節池整備を実施する。 ・河川流量及び水質について継続的 にモニタリングする。 ・改修工事による地下水位の変動を モニタリングする。 ・河川区域内の土壌調査を実施し、 搬出される土壌について把握する。 |
| 盛土の抑制と営農支援の対策 | (盛土抑制の対策) ・農地保全協定の継続的な締結に努める。 ・土砂のたい積等に関する条例を適正に運用する。 ・農地法を適正に運用する。 ・農家、地域住民と連携し、盛土(一時転用)などに対する見回りを実施する。 ・連絡、通報体制を確立する。 ・連絡、通報体制を確立する。 ・連絡、通報体制を確立する。 ・連絡、通報体制を確立する。 ・連絡、通報体制を確立する。 ・連絡、通報体制を確立する。 ・連接支援対策について、自治体の農政部局がリーダーシップをとり、実施のための検討を開始する。 ・他地域の新しい事例を参考に、営農支援対策を検討する。 | [盛土抑制の対策] ・農地保全協定の継続的な締結に努める。 ・土砂のたい積等に関する条例を適正に運用する。 ・農地法を適正に運用する。 ・農家、地域住民と連携し、盛土(一時転用)などに対する見回りを実施する。 [営農支援対策] ・後継者支援対策、地域住民との協働による営農支援対策、宅地転用の抑制対策等を実施する。 | [盛土抑制の対策] ・農地保全協定の継続的な締結に努める。 ・土砂のたい積等に関する条例を適正に運用する。 ・農地法を適正に運用する。 ・農家、地域住民と連携し、盛土(一時転用)などに対する見回りを実施する。 |
| 雨水貯留 浸透促進 | ・住宅、施設の新築・建替え時、下水 道接続時などには雨水浸透施設を 設置する。 ・開発調整池や浸透施設を維持・管 理(メンテナンス)する。 ・台地部において、地下水位をモニタ リングする。 ・流域内の公的施設に、雨水浸透施 設や貯留施設等を設置する。 ・治水計画に位置づけられている流 域対策を確実に実施する。 | ・住宅・施設の新築・建替え時、下水 道接続申請時時の雨水浸透施設 設置の指導の徹底を図る。 ・浸透施設設置に関する指針等を策 定する。 ・浸透施設設置に関する助成制度を 設立する。 ・住宅、施設の新築・建替え時、下水 道接続時などには雨水浸透施設を 設置する。 ・開発調整池や浸透施設を維持・管 理(メンテナンス)する。 ・台地部において、地下水位をモニタ リングする。 ・流域内の公的施設に、雨水浸透施 設や貯留施設等を設置する。 ・治水計画に位置づけられている流 域対策を確実に実施する。 | ・住宅、施設の新築・建替え時、下水 道接続時などには雨水浸透施設を 設置する。 ・開発調整池や浸透施設を維持・管 理(メンテナンス)する。 ・台地部において、地下水位をモニタ リングする。 ・流域内の公的施設に、雨水浸透施 設や貯留施設等を設置する。 ・治水計画に位置づけられている流 域対策を確実に実施する。 |

| 重点対策 | 短期(数年) | 中 期 (5~10年程度) | 長 期 (10 年以上程度) |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 湿地環境・河畔林の保全・再生 | ・湿地の保全・再生に関する事業(公 園事業や環境保全事業を含む)に ついて検討する。 ・地権者の意向調査を基に、エリア別 の再生計画を策定する。 ・河道改修にあたっては、河道整備 計画の基本方針と湿地再生計画 書(たたき台案)の整合を図る。 ・トラスト活動地および周辺湿地の環 境悪化を防止し、希少性動植物を 保護するように努める。 | ・トラスト活動地および周辺湿地の環 境悪化を防止し、希少性動植物を 保護するように努める。 | ・トラスト活動地および周辺湿地の環境悪化を防止し、希少性動植物を保護するように努める。 ・湿地再生事業の完了。 |
| 河川水質の改善 | ・家庭から排出される汚濁負荷を削減する。 ・下水道への接続の向上を図る。 ・事業所排水などの立ち入り検査や指導を徹底して実施する。 ・流域内の公的施設に合併処理浄化槽を設置する。 ・川にごみを捨てない。川に散乱するごみを清掃する。 ・下水道整備地区は、下水道へ接続する。 ・下水道未整備地区は、合併浄化槽を設置する。 ・事業所や工場は、排水基準を満たした排水を遵守する。 ・河川水質や流量について継続的にモニタリングする。 | ・単独浄化世帯や汲取り世帯の合併 処理浄化槽への転換に関する助成 制度を確立する。 ・川にごみを捨てない。川に散乱する ごみを清掃する。 ・下水道整備地区は、下水道へ接続 する。 ・下水道未整備地区は、合併浄化槽 を設置する。 ・事業所や工場は、排水基準を満た した排水を遵守する。 ・河川水質や流量について継続的に モニタリングする。 | ・下水道事業認可区域の面整備を推進する。 ・事業所排水に関する排水規制を強化する。 ・本提言に記載されている自然系の流量確保対策によっても目標が適立れなかった場合には、人検討する。 ・川にごみを捨てない。川に散乱するごみを清掃する。 ・下水道整備地区は、下水道へ接続する。 ・下水道主整備地区は、合併浄化槽を設置する。 ・事業所や工場は、排水基準を満たした排水を遵守する。 ・河川水質や流量について継続的にモニタリングする。 |
| その他関連事業 | ・「上尾道路の江川下流域周辺における環境保全の取組み(案)」に基づき、各施策を具体化し事業を推進する。 | | |

< 付表 - 2 :主体別の実施対策 >

| | 1 | | | こ 「エFT/JJ V 入JB/J 入 」 |
|----|----------------|---------------|------------------------|-------------------------------------------------------------|
| | 対策実施主体 | 重点対策 | 期間 | 実施対策メニュー |
| | 交通省 上流河川事務所 | 河川改修 | 中期 | ・江川改修に伴い宮下樋管(荒川合流点)を改築する。 |
| | 交通省 国道事務所 | その他 | 短期 | ・「上尾道路の江川下流域周辺における環境保全の取組み(案)」に基づき、各施策を具体化し事業を推進する。 |
| | | | 長期 | ・周辺の自然環境・社会環境に配慮した調節池整備を実施する。 |
| | 県土整備部 | 河川改修 | | ・河道整備計画の基本方針に従った河道改修を促進する(1,310m~ |
| 埼 | 河川砂防課 | | 中期、長期 | 5,190m まで)。 |
| 玉 | 農林部 | 盛土抑制 | 短期~長期 | ・農地法を適正に運用する。 |
| 県 | | 営農支援 | 短期~中期 | ・市農政部局と連携を図り、支援を行う。 |
| | 中央環境管理 | 盛土抑制 | 短期~長期 | ・土砂のたい積等に関する条例を適正に運用する。 |
| | 事務所 | m=1-1-103 | 短期 | ・連絡、通報体制を確立する。 |
| | | | | ・河道整備計画の基本方針に従った河道改修を推進する(下流端~ |
| | | | 短 期 | 1,310mまで)。 |
| | | | | ・荒川へのポンプ排水施設の設置を検討する。 |
| | | :=:1176/69 | 中期、長期 | ・河道整備計画の基本方針に従った河道改修を促進する(1,310m~ |
| | | 河川改修 | E #0 | 5,190mまで)。 |
| | | | 長期 | ・周辺の自然環境・社会環境に配慮した調節池整備を実施する。 ・河川流量及び水質について継続的にモニタリングする。 |
| | | | ፟ □短期~長期 | ・ 河川流重及び小真について継続的にモニタリングする。 ・ 改修工事による地下水位の変動をモニタリングする。 |
| | | | | ・ 河川区域内の土壌調査を実施し、搬出される土壌について把握する。 |
| | | 盛土抑制 | - 短期~長期 | ・農地保全協定の継続的な締結に努める。 |
| | | III = 3.44.02 | 7270 0270 | ・浸透施設設置に関する指針等を策定する。 |
| | | 貯留浸透 | <u> </u> | ・住宅・施設の新築・建替え時、下水道接続時の雨水浸透施設設置の指導 |
| | 都市整備部河川課 | | 中期 | の徹底を図る(建築申請件数の 50%に浸透施設設置)。 |
| | | | | ・浸透施設設置に関する助成制度を確立する。 |
| | | | | ・住宅・施設の新築・建替え時、下水道下水道接続時等には雨水浸透施設 |
| | | | 短期~長期 | を設置する。 |
| | | | | ・流域内の公的施設に、雨水浸透施設や貯留施設などを設置する。 |
| | | | | ・台地部において、地下水位をモニタリングする。 |
| | | | | ・治水計画に位置づけられている流域対策を確実に実施する。 |
| +≖ | | | | ・湿地の保全・再生に関する事業(公園事業や環境保全事業を含む)につい |
| 桶 | | 汩地但人 | _{/= +0} | て検討する。 ・地権者の意向調査を基に、エリア別の再生計画を策定する。 |
| Ш | | 湿地保全 | 短期 | ・・河道改修にあたっては、河道整備計画の基本方針と湿地再生計画書(た |
| 市 | | | | たき台案)の整合を図る。 |
| | | | <u> </u> | ・・本提言に記載されている自然系の流量確保対策によっても目標が達成さ |
| | | 河川水質 | 長期 | れなかった場合には、人工的な水量確保対策について検討する。 |
| | | | 短期~長期 | ・河川水質や流量について継続的にモニタリングする。 |
| | | | | ・家庭から排出される汚濁負荷を削減する。 |
| | 都市整備部 | | 短期 | ・下水道への接続の向上を図る。 |
| | 和印整佣部 下水道課 | 水質改善 | 中期 | ・単独浄化世帯や汲取り世帯の合併処理浄化槽への転換に関する助成制 |
| | | | | 度を確立する。 |
| | | | 長期 | ・下水道事業認可区域の面整備を推進する。 |
| | | | | ・浸透施設設置に関する指針等を策定する。 |
| | | | 中期 | ・住宅・施設の新築・建替え時、下水道接続時の雨水浸透施設設置の指導の海底を図る(建築中等作物の50%に浸透施設設置) |
| | 都市整備部 | 貯留浸透 | <u> </u> | の徹底を図る(建築申請件数の 50%に浸透施設設置)。 ・浸透施設設置に関する助成制度を確立する。 |
| | 建築課 | HJ田/交近 | | ・ 住宅・施設の新築・建替え時、下水道下水道接続時等には雨水浸透施設 |
| | | | 短期~長期 | ・ にも・ 他成の利果・ 建自た時、 下小道下小道接続時等には |
| | | | , 12,00 DC 701 | ・流域内の公的施設に、雨水浸透施設や貯留施設などを設置する。 |
| | 市民生活部 | | 短期 | ・連絡、通報体制を確立する。 |
| | 環境交通課 | | ᄺᄳ | |
| | | 盛土抑制 | 右扣 医如 | ・土砂のたい積等に関する条例を適正に運用する。 |
| | | | 短期~長期 | ・農家、地域住民と連携し、盛土(一時転用)などに対する見回りを実施す a |
| | | 1 | <u> </u> | ే. |

| 5 | 対策実施主体 | 重点対策 | 期間 | 実施対策メニュー |
|---|------------|------------|------------|---------------------------------------------------------------|
| | | | | ・浸透施設設置に関する指針等を策定する。 |
| | | | 中期 | ・住宅・施設の新築・建替え時、下水道接続時の雨水浸透施設設置の指導 |
| | | | 中期 | の徹底を図る(建築申請件数の 50%に浸透施設設置)。 |
| | | 貯留浸透 | | ・浸透施設設置に関する助成制度を確立する。 |
| | | | | ・住宅・施設の新築・建替え時、下水道下水道接続時等には雨水浸透施設 |
| | | | 短期~長期 | を設置する。 |
| | | | | ・流域内の公的施設に、雨水浸透施設や貯留施設などを設置する。 |
| | | | | ・下水道への接続の向上を図る。 |
| | | 水質改善 | 短期 | ・事業所排水などの立ち入り検査や指導を徹底して実施する。 |
| | | 1,553,44 | - H2 | ・流域内の公的施設に合併浄化槽を設置する。 |
| | | 水質改善 | 長期 | ・事業所排水に関する排水規制を強化する。 |
| | | | | ・各種営農支援対策について、自治体の農政部局がリーダーシップをとり、 |
| | | 営農支援 | 短期 | 実施のための検討を開始する。 |
| | | 吕辰又抜 | <u> </u> | ・他地域の新しい事例を参考に、営農支援対策を検討する。 ・後継者支援対策、地域住民との協働による営農支援対策、宅地転用の抑 |
| | 市民生活部 | | 中期 | ・ 後継句又援対策、地域住民との励動による呂震又援対策、七地転用の抑制 制対策等を実施する。 |
| | 産業観光課 | | 短期 | ・連絡、通報体制を確立する。 |
| | | | <u> </u> | ・農地法を適正に運用する。 |
| | | 盛土抑制 | 短期~長期 | ・農家、地域住民と連携し、盛土(一時転用)などに対する見回りを実施す |
| | | | \ \ | る。 |
| | | | 短 期 | ・他地域の新しい事例を参考に、営農支援対策を検討する。 |
| | | 営農支援 | 74 70 | |
| | | 吕辰又抜 | 中期 | ・後継者支援対策、地域住民との協働による営農支援対策、宅地転用の抑制対策等を実施する |
| | 農業委員会 | | | 制対策等を実施する。 |
| | | 盛土抑制 | 短期 | ・連絡、通報体制を確立する。 |
| | | | 短期~長期 | ・土砂のたい積等に関する条例を適正に運用する。 |
| | | | | ・農地法を適正に運用する。 |
| | | | | ・農家、地域住民と連携し、盛土(一時転用)などに対する見回りを実施す |
| | | | F #0 | |
| | | 河川改修 | 長期 | ・周辺の自然環境・社会環境に配慮した調節池整備を実施する。 |
| | | CT L HOUTE | 短期~長期 | ・河川流量及び水質について継続的にモニタリングする。 |
| | | 盛土抑制 | 短期~長期 | ・農地保全協定の継続的な締結に努める。 |
| | | | | ・浸透施設設置に関する指針等を策定する。 ・住宅・施設の新築・建替え時、下水道接続時の雨水浸透施設設置の指導 |
| | | | 中期 | の徹底を図る(建築申請件数の50%に浸透施設設置)。 |
| | | | | ・浸透施設設置に関する助成制度を確立する。 |
| | 建設部 |) 貯留浸透 | | ・住宅・施設の新築・建替え時、下水道下水道接続時等には雨水浸透施設 |
| | 河川課 | 7. E/X | | を設置する。 |
| | | | i 短期~長期 | ・流域内の公的施設に、雨水浸透施設や貯留施設などを設置する。台地部 |
| | | | ,_,,, | において、地下水位をモニタリングする。 |
| | | | | ・治水計画に位置づけられている流域対策を確実に実施する。 |
| 上 | | | F #5 | ・本提言に記載されている自然系の流量確保対策によっても目標が達成さ |
| 尾 | | 水質改善 | 長期 | れなかった場合には、人工的な水量確保対策について検討する。 |
| 市 | | | 短期~長期 | ・ 河川水質や流量について継続的にモニタリングする。 |
| | | | | ・家庭から排出される汚濁負荷を削減する。 |
| | | | i ! 短期 | ・下水道への接続の向上を図る。 |
| | | | 位 别 | ・事業所排水などの立ち入り検査や指導を徹底して実施する。 |
| | 建設部 | 水質改善 | | ・流域内の公的施設に合併浄化槽を設置する。 |
| | 下水道管理課 | 课 中 | 中期 | ・単独浄化世帯や汲取り世帯の合併処理浄化槽への転換に関する助成制 |
| | | | 1 7/1 | 度を確立する。 |
| | | | 長期 | ・下水道事業認可区域の面整備を推進する。 |
| | | | ~ ~ ~ ~ · | ・事業所排水に関する排水規制を強化する。 |
| | 7.±1.÷0.÷0 | | | ・浸透施設設置に関する指針等を策定する。 |
| | 建設部 | 貯留浸透 | 中期 | ・住宅・施設の新築・建替え時、下水道接続時の雨水浸透施設設置の指導 |
| | 開発指導課 | | | の徹底を図る(建築申請件数の50%に浸透施設設置)。 |
| | | | <u>i</u> | ・浸透施設設置に関する助成制度を確立する。 |

| 3 | 対策実施主体 | 重点対策 | 期間 | 実施対策メニュー |
|-----|----------------|-------------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | | 短期~長期 | ・住宅・施設の新築・建替え時、下水道下水道接続時等には雨水浸透施設を設置する。 |
| | 7.45.11 立(7 | 哈尔冯子 | 中期 | ・流域内の公的施設に、雨水浸透施設や貯留施設などを設置する。 ・浸透施設設置に関する指針等を策定する。 ・住宅・施設の新築・建替え時、下水道接続時の雨水浸透施設設置の指導の徹底を図る(建築申請件数の50%に浸透施設設置)。 |
| | 建設部建築指導課 | 貯留浸透 | 短期~長期 | ・ 浸透施設設置に関する助成制度を確立する。 ・ 住宅・施設の新築・建替え時、下水道下水道接続時等には雨水浸透施設を設置する。 ・ 流域内の公的施設に、雨水浸透施設や貯留施設などを設置する。 |
| | | 水質改善 | 短 期 | ・下水道への接続の向上を図る。 |
| | | | 短 期 | ・連絡、通報体制を確立する。 |
| | | 盛土抑制 | 短期~長期 | ・ 土砂のたい積等に関する条例を適正に運用する。 ・農家、地域住民と連携し、盛土(一時転用)などに対する見回りを実施する。 |
| | 環境経済部 環境対策課 | | 短期 | ・家庭から排出される汚濁負荷を削減する。 ・事業所排水などの立ち入り検査や指導を徹底して実施する。 |
| | | 水質改善 | 中期 | ・ 単独浄化槽世帯や汲取り世帯の合併処理浄化槽への転換に関する助成制度を確立する。 |
| | | | 長期 | ・下水道事業認可区域の面整備を推進する。 ・事業所排水に関する排水規制を強化する。 |
| | | 営農支援 | 短期 | ・各種営農支援対策について、自治体の農政部局がリーダーシップをとり、 実施のための検討を開始する。 ・他地域の新しい事例を参考に、営農支援対策を検討する。 |
| | 環境経済部 農政課 | | 中期 | ・後継者支援対策、地域住民との協働による営農支援対策、宅地転用の抑制対策等を実施する。 |
| | TE LX IIV | | 短 期 | ・連絡、通報体制を確立する。 |
| | | 盛土抑制 | 短期~長期 | ・農地法を適正に運用する。 ・農家、地域住民と連携し、盛土(一時転用)などに対する見回りを実施する。 |
| | | | 短 期 | ・他地域の新しい事例を参考に、営農支援対策を検討する。 |
| | | 営農支援 | 中期 | ・後継者支援対策、地域住民との協働による営農支援対策、宅地転用の抑制対策等を実施する。 |
| | 農業委員会 | | 短 期 | ・連絡、通報体制を確立する。 |
| | | 盛土抑制 | 短期~長期 | ・士砂のたい積等に関する条例を適正に運用する。 ・農地法を適正に運用する。 ・農家、地域住民と連携し、盛土(一時転用)などに対する見回りを実施する。 |
| | まちづくり推進部 | 河川改修 | 長期 | ・周辺の自然環境・社会環境に配慮した調節池整備を実施する。 |
| | 下水道課 | | 中期 | ・ 浸透施設設置に関する指針等を策定する。 ・住宅・施設の新築・建替え時、下水道接続時の雨水浸透施設設置の指導 の徹底を図る(建築申請件数の 50%に浸透施設設置)。 ・ 浸透施設設置に関する助成制度を確立する。 |
| 北本市 | | 貯留浸透 | 短期~長期 | ・住宅・施設の新築・建替え時、下水道下水道接続時等には雨水浸透施設を設置する。 ・流域内の公的施設に、雨水浸透施設や貯留施設などを設置する。 ・台地部において、地下水位をモニタリングする。 ・治水計画に位置づけられている流域対策を確実に実施する。 |
| | | 水質改善 | 短期 | ・家庭から排出される汚濁負荷を削減する。 ・下水道への接続の向上を図る。 ・事業所排水などの立ち入り検査や指導を徹底して実施する。 ・流域内の公的施設に合併浄化槽を設置する。 |
| | | | 中期 | ・ 単独浄化世帯や汲取り世帯の合併処理浄化槽への転換に関する助成制度を確立する。 |

| ; | 対策実施主体 | 重点対策 | 期間 | 実 施 対 策 メ ニ ュ ー |
|---------|-------------------------|------|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | | 長期 | ・下水道事業認可区域の面整備を推進する。・事業所排水に関する排水規制を強化する。・本提言に記載されている自然系の流量確保対策によっても目標が達成されなかった場合には、人工的な水量確保対策について検討する。 |
| | まちづくり推進部建築開発指導課 | 貯留浸透 | 中期 | ・ 浸透施設設置に関する指針等を策定する。 ・住宅・施設の新築・建替え時、下水道接続時の雨水浸透施設設置の指導 の徹底を図る(建築申請件数の 50%に浸透施設設置)。 ・ 浸透施設設置に関する助成制度を確立する。 |
| | 建 未開尤指等 队 | | 短期~長期 | ・住宅・施設の新築・建替え時、下水道下水道接続時等には雨水浸透施設を設置する。 ・流域内の公的施設に、雨水浸透施設や貯留施設などを設置する。 |
| | 市民生活部 | 営農支援 | 短期 | ・各種営農支援対策について、自治体の農政部局がリーダーシップをとり、 実施のための検討を開始する。 ・他地域の新いい事例を参考に、営農支援対策を検討する。 |
| | 産業振興課 | | 中期 | ・後継者支援対策、地域住民との協働による営農支援対策、宅地転用の抑制対策等を実施する。 |
| | | | 短 期 | ・他地域の新いい事例を参考に、営農支援対策を検討する。 |
| | 農業委員会 | 営農支援 | 中期 | ・後継者支援対策、地域住民との協働による営農支援対策、宅地転用の抑制対策等を実施する。 |
| | | 盛土抑制 | 短期~長期 | ・ 土砂のたい積等に関する条例を適正に運用する。 ・ 農地法を適正に運用する。 |
| | まちづくり部道路課 | 貯留浸透 | 短期~長期 | ・住宅・施設の新築・建替え時、下水道下水道接続時等には雨水浸透施設を設置する。 ・流域内の公的施設に、雨水浸透施設や貯留施設などを設置する。 ・治水計画に位置づけられている流域対策を確実に実施する。 ・台地部において、地下水位をモニタリングする。 |
| | | | 中期 | ・ 浸透施設設置に関する指針等を策定する。 ・ 住宅・施設の新築・建替え時、下水道接続時の雨水浸透施設設置の指導 の徹底を図る(建築申請件数の 50%に浸透施設設置)。 ・ 浸透施設設置に関する助成制度を確立する。 |
| 鴻 | | 水質改善 | 長期 | ・本提言に記載されている自然系の流量確保対策によっても目標が達成されなかった場合には、人工的な水量確保対策について検討する。 |
| 巣 | | 河川改修 | 長期 | ・周辺の自然環境・社会環境に配慮した調節池整備を実施する。 |
| 市 | 環境部 下水道課 | 水質改善 | 短 期 | ・下水道への接続の向上を図る。 ・事業所排水などの立ち入り検査や指導を徹底して実施する。 ・流域内の公的施設に合併処理浄化槽を設置する。 |
| | | | 長期 | ・事業所排水に関する排水規制を強化する。 |
| | まちづくり部建築課 | 貯留浸透 | 中期 | ・ 浸透施設設置に関する指針等を策定する。 ・ 住宅・施設の新築・建替え時、下水道接続時の雨水浸透施設設置の指導 の徹底を図る(建築申請件数の 50%に浸透施設設置)。 ・ 浸透施設設置に関する助成制度を確立する。 |
| | 是 未M | | 短期~長期 | ・住宅・施設の新築・建替え時、下水道下水道接続時等には雨水浸透施設 を設置する。 ・流域内の公的施設に、雨水浸透施設や貯留施設などを設置する。 |
| | | | 短 期 | ・連絡、通報体制を確立する。 |
| 市民団体 | | 盛土抑制 | 短期~長期 | ・農家、地域住民と連携し、盛土(一時転用)などに対する見回りを実施する。 |
| | | 湿地保全 | 短期~長期 | ・トラスト活動地および周辺湿地の環境悪化を防止し、希少性動植物を保護するように努める。 |
| | | 水質改善 | 短期~長期 | ・川にごみを捨てない。川に散乱するごみを清掃する。 ・河川水質や流量について継続的にモニタリングする。 |
| 地域 | | | 短 期 | ・他地域の新しい事例を参考に、営農支援対策を検討する。 |
| (江川流域内) | | 営農支援 | 中期 | ・地域住民との協働による営農支援対策、宅地転用の抑制対策等を実施する。 |
| | | 盛土抑制 | 短期~長期 | ・農家、地域住民と連携し、盛土(一時転用)などに対する見回りを実施する。 |

| 対策実施主体 | 重点対策 | 期間 | 実 施 対 策 メニュー |
|------------------------------------|------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 貯留浸透 | 短期~長期 | ・住宅、施設の新築・建替え時、下水道接続時には雨水浸透施設を設置する。 ・開発調整池や浸透施設を維持・管理(メンテナンス)する。 ・台地部において、地下水位をモニタリングする。 |
| | 水質改善 | 短期~長期 | ・川にごみを捨てない。川に散乱するごみを清掃する。 ・下水道整備地区は、下水道へ接続する。 ・下水道未整備地区は、合併処理浄化槽を設置する。 ・河川水質や流量について継続的にモニタリングする。 |
| 地域住民 | 営農支援 | 中期 | ・地域住民との協働による営農支援対策等を実施する。 |
| (江川流域外) | 水質改善 | 短期~長期 | ・川にごみを捨てない。川に散乱するごみを清掃する。 |
| | 営農支援 | 中期 | ・地域住民との協働による営農支援対策、宅地転用の抑制対策等を実施する。 |
| | | 短 期 | ・連絡、通報体制を確立する。 |
| 農家 | 盛土抑制 | 短期~長期 | ・農地保全協定の継続的な締結に努める。 ・農家、地域住民と連携し、盛土(一時転用)などに対する見回りを実施する。 ・土砂のたい積等に関する条例を適正に運用する。 ・農地法を適正に運用する。 |
| | 貯留浸透 | 短期~長期 | ・台地部において、地下水位をモニタリングする。 |
| 企業·事業所 | 貯留浸透 | 短期~長期 | ・住宅、施設の新築・建替え時、下水道接続時には雨水浸透施設を設置する。 ・開発調整池や浸透施設を維持・管理(メンテナンス)する。 ・台地部において、地下水位をモニタリングする。 |
| | 河川水質 | 短期~長期 | ・事業所や工場は、排水基準を満たした排水を遵守する。 |
| | | 短 期 | ・連絡、通報体制を確立する。 |
| 上尾警察署 | 盛土抑制 | 短期~長期 | ・農家、地域住民と連携し、盛土(一時転用)などに対する見回りを実施する。 |
| 公的機関 | 貯留浸透 | 短 期 | ・流域内の公的施設に雨水浸透施設や貯留施設などを設置する。 |
| (県立高校、小中学校、消防署、 公民館、集会所、農協支社など) | 水質改善 | 短 期 | ・流域内の公的施設に合併浄化槽を設置する。 |

[「]短期~長期」の表記は、短期に対策を実施し、中期・長期においてもその対策を継続的に実施することを表す。